

産学官の交流ステージ

東葛テクノプラザ

# 入居者募集のご案内

【随時募集】

令和8年4月

(公財)千葉県産業振興センター

千 葉 県

# 目 次

I	東葛テクノプラザの概要	2
II	募集要項	3
III	応募の手続き	6
IV	申込書	
	（様式1） 研究開発室等利用承認申込書	8
	（様式2） 事業計画書	9
	（様式3-1） 誓約書	18
	（様式3-2） 役員等名簿	19
	（様式4） 創業計画書	14

## <おことわり>

東葛テクノプラザでは固有名詞として「葛」の字を使用していますが、本文中では「葛」と表示しております。ご了承ください。

# I 東葛テクノプラザの概要

## 1 立地環境

- (1) 所在地 千葉県柏市柏の葉5-4-6
- (2) 交通アクセス
  - ・ 柏の葉キャンパス駅西口から東武バス「国立がん研究センター」、「東大西」又は「江戸川台駅東口」行で約6～11分（「国立がん研究センター」下車徒歩約5分）
  - ・ 柏駅西口から東武バス「国立がん研究センター」行で約25～35分（「国立がん研究センター」下車徒歩約5分）
  - ・ 国道16号線（十余二工業団地入口交差点）から約500メートル
  - ・ 常磐自動車道柏I.C.から約1キロメートル

## 2 事業概要

- (1) 事業趣旨 県内企業等の技術力や研究開発能力の向上と新産業の創出、ベンチャー企業の育成等を目的とした総合産業支援施設
- (2) 面積 敷地面積 7,213㎡、総延床面積 11,881㎡
- (3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造6階建
- (4) 開設 平成10年11月12日

## 3 施設概要

- ・ 貸研究開発室等 51室（研究開発室・共同研究室38室、企業育成室13室）
- ・ 会議室 6室（特別会議室1室、会議室5室）
- ・ 研修室 2室（45席、81席）
- ・ 多目的ホール 1室（椅子席190席）
- ・ 試験研究室 電波暗室、電気・電子測定室、精密測定室、試作加工室等
- ・ その他 大学等研究交流サロン、相談室、共用応接室、図書室、ラウンジ等無線LAN（WIFI）
- ・ 屋外施設 自走式駐車場（47台）、機械式駐車場（79台）

## 4 建築・設備仕様

「東葛テクノプラザ」ホームページ、パンフレット等参照

## 5 主なサービス内容

- 貸研究室に低廉な料金で居し、総合的な技術支援が受けられます。
- 試作加工室や精密測定室に備えた高性能な設備機器が利用できます。
- 各種試験・検査、計測などの依頼試験が利用できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 産・学・官の各種交流事業や共同研究などを通じ、技術支援が受けられます。
- 研究開発や経営・販路開拓等のきめ細かな各種コンサルティングサービスが受けられます。

## 6 その他

## Ⅱ 募 集 要 項

### 1 趣 旨

研究開発等を行う中小企業、ベンチャー等に対し、賃貸型の研究開発室等（研究開発室、共同研究室、企業育成室）を提供することにより、企業等の技術力や研究開発能力の向上、新事業の創出等を支援します。

### 2 募集対象企業等

下記（１）に該当し、（２）のいずれかに該当するもの

- （１）ア 現在、研究室等の確保に困窮している企業等
- イ 原則として、千葉県内に事業所等があるか、千葉県に進出を検討している企業等
- ウ 原則として、入居期間が５年以内である企業等
- （２）ア 新たな事業分野や研究開発等に取り組む企業等
- イ 大学や公設試験研究機関等と共同研究を行う企業等
- ウ 東葛テクノプラザの事業活動を支援する企業等（（公財）千葉県産業振興センター理事長が適当と認めるものに限る）

### 3 賃貸条件等

#### （１）入居条件

- ア 研究等が有害・危険などの恐れがない企業等
- イ 著しい振動、音、臭気等で他の入居者等への影響がない企業等
- ウ 法令等に抵触しない企業等
- エ 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがない企業等
- オ 千葉県東葛テクノプラザの管理上支障がない企業等
- カ 創業前の者が入居する場合は入居期間中にできるだけ速やかに創業すること。
- キ 以下の各号に該当しない企業等
  - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）。
  - 二 次のいずれかに該当する行為（口又はハに該当する行為であって、法令上の義務の行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
    - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
    - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
    - ハ 請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
  - 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 敷金・保証金

なし

(3) 別途料金

ア 光熱水費、電話料、インターネット回線使用料金等は、別途入居者の負担となります。

イ 機械式駐車場の使用料は、1台あたり月額5,230円です。

(4) その他

その他詳細は、千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例、千葉県東葛テクノプラザ管理規則、千葉県東葛テクノプラザ研究開発室等管理要綱による他、千葉県及び（公財）千葉県産業振興センターが別に定めるところによる。

4 審査・利用承認

応募受付締め切り後に、「東葛テクノプラザ研究開発室等入居審査委員会」で審査のうえ、利用承認を行います。

なお、入居期間及び入居希望室につきましては、入居を希望する方の研究計画・内容等により、変更の上承認する場合があります。

5 審査の視点について

(1) 研究開発力

ア. 研究開発の内容（テーマの明確性・新規性・独自性）

イ. 経営者の経験・経歴・経営力等

ウ. 技術体制の充実度

(2) 資金力

ア. 資金調達の実確性

イ. 経営状況（新規成立の時は事業計画）

## 6 注意事項

### (1)

必ず、募集枠、募集条件、日程等、最新の募集情報について、東葛テクノプラザホームページをご確認のうえ応募してください。

<https://ttp.or.jp/>



### (2) 振動、音について

3 賃貸条件等 (1) 入居条件 イで「著しい振動、音、臭気等で他の入居者等への影響がない企業等」となっていますが、もの作りの企業が多く入居していますので、若干の音や振動がある場合があることをご了解の上で応募してください。

### (3) 研究開発室等の改造

コンセント以外の電線敷設、給排気ダクトの設置、給排水配管の設置、高圧ガス容器、配管の設置、及びこれらに伴う壁・床・天井の改造工事を行う時は、事前に申請していただき、当プラザ内で検討し千葉県の承諾を得た後に工事を施工していただきます。

また、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法など法令により届出が義務付けられているものは、所定の手続きが終了した後に工事に着手していただきます。なお、これらの工事費用については入居者の負担となります。

### (4) 漏水対策

大量の液体、薬品、水を取り扱う場合は、液体の容器を液体容量以上のパット上に載せる、床に防水シートを貼る等の漏水対策を実施していただきます。

※但し、E、F、G、Hタイプの部屋については水の使用はできません。

### (5) 施設の修繕について

設備の老朽化等により、今後下記のとおり修繕工事を予定しております。

工事期間中は、研究開発室内も含め、一部エリアの利用制限等が発生する場合があります。

工事の詳細や日程等については、決定次第、随時ご案内いたします。

令和 8 年度	排煙窓修繕工事
令和 9 年度	冷温水発生機(熱源)更新工事、乗用エレベーター更新工事 (2機)

## Ⅲ 応募の手続き

### 1 応募方法

東葛テクノプラザの研究開発室等に入居を希望される場合は、募集枠、募集条件、日程等、最新の募集情報について、東葛テクノプラザホームページをご確認の上、下記の申込書及び必要書類にご記入し、応募期間内にご持参いただくか、ご郵送ください。

### 2 必要書類 各1部

- (1) 研究開発室等利用承認申込書 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 会社案内のパンフレット等
- (4) 会社の定款及び登記簿謄本の写し(3ヶ月以内のもの)
- (5) 直近2年間の税務署へ申告した確定申告の写し及び試算表(決算後6ヶ月経過の場合)  
(貸借対照表、損益計算書及び製造原価、一般販管費明細等)  
応募企業に親会社があり、応募企業の経営に影響を及ぼす場合は、親会社の貸借対照表と損益計算書(但し親会社が上場企業の場合は除く)
- (6) 創業1年未満の企業は、残高試算表
- (7) 個人の場合は、創業計画書(様式4)、住民票及び市民税納税証明書並びに確定申告書写し、または、源泉徴収票等年間所得額が分かる書類
- (8) 代表者の経歴書
- (9) 誓約書及び役員等名簿(様式3-1、3-2)

### 3 申込先・応募受付場所(お問合わせ先)

○(公財)千葉県産業振興センター東葛テクノプラザ 事業推進課

〒277-0882 千葉県柏市柏の葉5-4-6

電話 04-7133-0139 FAX 04-7133-0162

E-mail jigyosuishin@ccjc-net.or.jp

<受付時間> 午前9時00分~午後5時00分(土・日曜日及び祝日は除く。)

※ 内覧をご希望の方は、事前に連絡をください。

## IV 申 込 書

(様式1) 研究開発室等利用承認申込書 \*印鑑不要です。

(様式2) 事業計画書

上記様式は、東葛テクノプラザホームページからダウンロードできます。

↳ 東葛テクノプラザホームページ 【入居者募集のご案内】

(注) 申し込みにあたっては、上記申込書のほか、次の書類を併せてご提出いただきます。

- 会社案内のパンフレット等
- 会社の定款及び登記簿謄本の写し（3ヶ月以内のもの）
- 直近2年間の税務署へ申告した確定申告の写し及び試算表（決算後6ヶ月経過の場合）  
（貸借対照表、損益計算書及び製造原価、一般販管費明細等）
- 創業1年未満の企業は、残高試算表
- 個人の場合は、住民票及び市民税納税証明書並びに確定申告書写し、または、源泉徴収票等年間所得額が分かる書類）
- 誓約書（様式3-1） \*印鑑必要です
- 役員等名簿（様式3-2） \*印鑑必要です
- 代表者の経歴書（1枚）

不明な点については、前記5の連絡先にお問合せください。

(様式1)

## 研究開発室等利用承認申込書

令和 年 月 日

(公財) 千葉県産業振興センター  
理事長 様

申込者  
所在地又は住所  
名称又は商号  
代表者又は個人の氏名

研究開発室  
東葛テクノプラザの共同研究室を次のとおり利用したいので、申し込みます。  
企業育成室

利用希望室番号			
利用目的			
創業(予定)年月日			
研究開発等の概要			
利用希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
連絡先	住所		
	氏名		電話番号
備考			

### 添付書類

- 1 申込者の経歴及び資格等を記載した書類
- 2 事業の内容を記載した書類
- 3 研究開発等の概要を説明する書類
- 4 経営方針を説明する書類

(様式2)

事業計画書

令和 年 月 日

申込者の住所  
又は所在地

氏名又は法人の  
名称及び  
代表者氏名

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

URL \_\_\_\_\_

1 申込者の概要

(1) 県内事業所等の所在地		
(2) 主な業種	(3) 主な製造・販売品目及びサービス内容	
(4) 主な取引先	(5) 法人登記年月日(又は予定)	
(6) 資本金 百万円	(7) 年商(概数) 百万円	(8) 従業員数(全社) 常勤( ) 臨時( ) 合計 人
(9) 経営方針(経営理念、創業動機等を記入してください)		

(10) 保有している得意技術・製品	
(11) 保有特許・実用新案等	(12) 企業として保有する資格・免許等
(13) 共同研究実績の有無及び相手先 ・あり なし (○印) ・相手先と研究内容	(14) 主な経歴(今後創業する人は本人の経歴)

## 2 東葛テクノプラザ内での実施事業の内容

(1) 研究・事業等のテーマ
(2) テーマの概要 (必要性及び具体的方法) ※必要な場合は図面・追加資料などを添付してください

(3) 入居を希望した理由 (研究開発上の課題やなぜ東葛テクノプラザを希望するのか等)								
(4) 東葛テクノプラザ内の従業員数 常勤 ( ) 臨時 ( ) 合計 人				(5) 就業時間 ~			(6) 休日	
(7) 主な設置予定設備	設備名	用途	数量	専有面積 (m×m)	重量 (kg)	電源電圧 (V)	合計消費電力 (KW)	特記事項
(8) 薬品類	使用予定の有無及び使用する場合の種類、使用量 使わない・使う (○印) 廃液貯留槽 (1階) 使用有無 使わない・使う (○印)						処理方法・安全対策  (薬品等の処分は入居企業で行う)	
(9) 水	使用予定の有無及び使用する場合の用途、使用量 使わない・使う (○印)						処理方法・安全対策	
(10) ガス	使用予定の有無及び使用する場合の種類、使用量 使わない・使う (○印)  (* 当施設にはガスのインフラはありません)						処理方法・安全対策	
(11) 振動他	振動、騒音、強力電磁波及び臭気等の恐れがあれば記入してください						処理方法・安全対策	
(12) 特殊工事	通常の電気工事以外に予定している工事があれば記入してください(水、ガス、ドラフト、ダクト、間仕切り等) ※入居決定の後は改造等承認申込書を提出していただきます。							

※売上高は東葛テクノプラザ<sup>®</sup>での事業が関係する商品等についてのみ記入してください

		事業全体の計画概要	研究開発計画の概要
(13) 事業 実施 計画	到達 目標	(売上高：          百万円)	
	1 年 目	(売上高：          百万円)	
	2 年 目	(売上高：          百万円)	
	3 年 目	(売上高：          百万円)	
	4 年 目	(売上高：          百万円)	
	5 年 目	(売上高：          百万円)	
(14) 東葛テクノプラザへの要望・支援希望等があれば記入してください			

(15) その他 (PR したい事など)
----------------------

### 3 役員及び株主の内容

#### (1) 役員一覧

役職名・担当職名	氏 名

#### (2) 株主の状況

順位	株 主 名	所有株式数 (株)	シェア (%)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
その他 (            名)			
合 計			100%

(様式4)

# 創業計画書

令和 年 月 日

申込者の

住 所：

氏 名：

## 1 創業・法人化の動機


## 2 申込者の略歴

年 月	経 歴

## 3 過去の経験、ノウハウ、技術、協力企業、支援者、パートナーなど


#### 4 経営理念、社会貢献

--

#### 5 事業の概要

概要 (創業時期・事業内容)	
市場環境(業界動向や 社会の変化など)	
製品・サービス・技術の特徴	
新規性について	

競合他社・競合商品など	
-------------	--

## 6 マーケット戦略

顧客層 販売ターゲット	
販売・提供価格	
仕入先・仕入価格 ・ 原材料ほか	
営業（販売）の方法	

## 7 組織・人員計画（人員計画については雇用形態、人員など）

--

## 8 法人化までのスケジュール

実施時期 取組内容	年度別スケジュール			
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度

## 9 資金計画

設備資金	必要となる資金	金額	自己資金や調達資金	金額
		(内訳)	約 万円	自己資金
			親、兄弟、知人、友人など (内訳)	約 万円
運転資金	原材料仕入・人件費など 経費支払い (内訳)	約 万円	金融機関からの借入	約 万円
	合計	約 万円	合計	約 万円

## 10 売上計画

		創業当初 ( 年 月)	2年度 ( 年 月)	3年度 ( 年 月)	売上・売上原価・経費の根拠
売上高		万円	万円	万円	
売上原価 (仕入高)		万円	万円	万円	
経費	人件費	万円	万円	万円	
	家賃	万円	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	万円	
	その他	万円	万円	万円	
	小計	万円	万円	万円	
利益		万円	万円	万円	

(注) 個人で申し込まれる場合は、創業計画書(様式4)を併せて提出してください

(様式3-1)

## 誓約書

年 月 日

指定管理者 公益財団法人千葉県産業振興センター  
理事長 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

研究開発室等の利用承認の申込みを行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が下記各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、利用承認を受けられないこと又は利用承認の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

なお、入居資格を確認するため、提出した書類を千葉県及び千葉県警察本部に提供することを承諾します。

### 記

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ハ 請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

役員等名簿

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月 日			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における(私・当法人(団体)の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

④

役員等名簿には、研究開発室等の利用承認の申込みを行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住所	職名	
					元号 MTSH	年	月				日
1	カブシキカバ	株式会社千葉	カバ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカバ	株式会社千葉	カバ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカバ	株式会社千葉	カバ シノブ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカバ	株式会社千葉	カバ ジンゴウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

・全角文字で入力  
・都道府県から入力  
・1番1号 ⇒ 1-1(ハイフンでつなぐ)  
2丁目3番4号 ⇒ 2-3-4  
5番3 ⇒ 5-3

・半角数字  
で入力

・半角アルファベット  
大文字で入力  
・大正:T、昭和:S、  
平成:H

・半角アルファベット  
大文字で入力  
・男:M、女:F

・半角カタカナで入力  
・姓と名の間は半角

・全角文字で入力  
・途中にスペースは入力しない  
・(株)などに略さない

・全角文字で入力  
・姓と名の間は全角  
スペースを1つ入力

現在における(私・当法人(団体) )の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

㊦

役員等名簿には、研究開発室等の利用承認の申込みを行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

